

行方市訓令第 19 号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和 7 年 12 月 26 日

行方市長 高須敏美

行政組織の変更に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(行方市庁議等規程の一部改正)

第 1 条 行方市庁議等規程(平成 17 年行方市訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 13 号, 第 7 条, 第 8 条第 1 項, 第 17 条(見出しを含む。)及び第 18 条中「政策秘書課長」を「企画政策課長」に改める。

第 19 条第 1 項中「政策秘書課」を「企画政策課」に改める。

(行方市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第 2 条 行方市行政改革推進本部設置要綱(平成 17 年行方市訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「政策秘書課長」を「企画政策課長」に改める。

(行方市住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する規程の一部改正)

第 3 条 行方市住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する規程(平成 17 年行方市訓令第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「資産経営課長」を「管財課長」に改める。

(行方市地域総合整備資金貸付制度運営会議設置要項の一部改正)

第 4 条 行方市地域総合整備資金貸付制度運営会議設置要項(平成 17 年行方市訓令第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「政策秘書課長」を「企画政策課長」に改める。

別表中「政策秘書課長」を「企画政策課長」に改める。

(開発予定区域跡地利用対策協議会設置要項の一部改正)

第 5 条 開発予定区域跡地利用対策協議会設置要項(平成 17 年行方市訓令第 49 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「政策秘書課」を「企画政策課」に改める。

(行方市携帯電話使用管理要領の一部改正)

第 6 条 行方市携帯電話使用管理要領(平成 17 年行方市訓令第 60 号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「資産経営課長」を「管財課長」に改める。

(行方市総合計画策定委員会設置規程の一部改正)

第7条 行方市総合計画策定委員会設置規程(平成18年行方市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第8条中「政策秘書課」を「企画政策課」に改める。

(行方市公用車管理規程の一部改正)

第8条 行方市公用車管理規程(平成18年行方市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号、第3条第1号、第5条第3項及び第9条第2項中「資産経営課」を「管財課」に改める。

(行方市文書管理規程の一部改正)

第9条 行方市文書管理規程(平成18年行方市訓令第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2中「資産経営課」を「管財課」に、「行資」を「行管」に、「

企画部	政策秘書課	行政				
	事業推進課	行事				

」を「

企画部	企画政策課	行企				
	魅力発信課	行魅				
	秘書課	行秘				

」に、「

経済部			農林水産課	行農		
			ブランド戦略 課	行ブ		
			商工観光課	行商		
			環境課	行環		
	環境美化センター	行環美				

」を「

経済部			農林水産課	行農		
			商工観光課	行商		
			環境課	行環		
			鳥獣害対策課	行鳥		

	環境美化センター	行環美					
--	----------	-----	--	--	--	--	--

」に改める。

(米軍再編に係る百里基地への訓練移転に関する情報の取扱い要綱の一部改正)

第 10 条 米軍再編に係る百里基地への訓練移転に関する情報の取扱い要綱(平成 19 年行方市訓令第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「政策秘書課」を「企画政策課」に改める。

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「政策秘書課長」を「企画政策課長」に改め、同条第 3 項中「政策秘書課」を「企画政策課」に改める。

様式第 1 号中「政策秘書課長」を「企画政策課長」に改める。

様式第 2 号中「市長公室」を「企画部」に改める。

(行方市都市計画推進プロジェクトチーム設置要綱の一部改正)

第 11 条 行方市都市計画推進プロジェクトチーム設置要綱(平成 20 年行方市訓令第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「政策秘書課、事業推進課」を「企画政策課」に改める。

(行方市緊急経済・雇用対策会議設置要綱の一部改正)

第 12 条 行方市緊急経済・雇用対策会議設置要綱(平成 21 年行方市訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「政策秘書課長」を「企画政策課長」に、「事業推進課長」を「秘書課長」に改める。

(行方市人事制度検討委員会設置要綱の一部改正)

第 13 条 行方市人事制度検討委員会設置要綱(平成 21 年行方市訓令第 38 号)の一部を次のように改正する。

別表中「政策秘書課長」を「企画政策課長」に改める。

(行方市公式ホームページ運用規程の一部改正)

第 14 条 行方市公式ホームページ運用規程(平成 21 年行方市訓令第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「政策秘書課長」を「魅力発信課長」に改める。

別記様式中「政策秘書課長」を「魅力発信課長」に改める。

(行方市情報メール一斉配信サービス運用規程の一部改正)

第 15 条 行方市情報メール一斉配信サービス運用規程(平成 21 年行方市訓令第 42 号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「政策秘書課長」を「魅力発信課長」に改める。

(行方市公式ホームページにおける問い合わせ等処理要領の一部改正)

第16条 行方市公式ホームページにおける問い合わせ等処理要領(平成25年行方市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「政策秘書課長」を「秘書課長」に改める。

第3条第1項及び第2項中「政策秘書課長」を「秘書課長」に改め、同項第1号中「政策秘書課」を「秘書課」に改める。

第4条第1項中「政策秘書課」を「秘書課」に改める。

第5条中「政策秘書課長」を「秘書課長」に改める。

(行方市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱の一部改正)

第17条 行方市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱(平成27年行方市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「政策秘書課」を「企画政策課」に改める。

別表中「政策秘書課長」を「企画政策課長」に改める。

(行方市環境保全推進委員会要綱の一部改正)

第18条 行方市環境保全推進委員会要綱(平成28年行方市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

行方市環境保全推進委員会委員

- (1) 経済部長
- (2) 企画政策課長
- (3) 総務課長
- (4) 財政課長
- (5) 都市建設課長
- (6) 道路維持課長
- (7) 下水道課長
- (8) 農林水産課長
- (9) 商工観光課長
- (10) 環境課長
- (11) 鳥獣害対策課長
- (12) 農業委員会事務局長

(13) 学校教育課長

(14) 生涯学習課長

(行方市手賀定住化促進施設の使用に関する要綱の一部改正)

第19条 行方市手賀定住化促進施設の使用に関する要綱(平成28年行方市訓令第14号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「事業推進課」を「企画政策課」に改める。

(行方市公共施設マネジメント推進委員会設置要綱の一部改正)

第20条 行方市公共施設マネジメント推進委員会設置要綱(平成30年行方市訓令第27号)の一部を次のように改正する。

第7条中「資産経営課」を「管財課」に改める。

別表中「資産経営課長」を「管財課長」に、「

企画部	企画部長	
	政策秘書課長	
	事業推進課長	

」を「

企画部	企画部長	
	企画政策課長	

」に、「ブランド戦略課長」を「農林水産課長」に改める。

(行方市庁舎建設庁内検討委員会設置要綱の一部改正)

第21条 行方市庁舎建設庁内検討委員会設置要綱(令和元年行方市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び別表中「資産経営課長」を「管財課長」に改める。

(行方市自転車施策庁内推進会議設置要綱の一部改正)

第22条 行方市自転車施策庁内推進会議設置要綱(令和2年行方市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「政策秘書課長」を「企画政策課長」に、「事業推進課長」を「魅力発信課長」に改める。

(行方市DX推進本部設置要綱の一部改正)

第23条 行方市DX推進本部設置要綱(令和3年行方市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条中「資産経営課」を「DX推進主管課」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

(行方市タブレット端末取扱要綱の一部改正)

第24条 行方市タブレット端末取扱要綱(令和4年行方市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「資産経営課長」を「管財課長」に改める。

(行方市個人情報等管理委員会設置要綱の一部改正)

第25条 行方市個人情報等管理委員会設置要綱(令和6年行方市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「資産経営課長」を「管財課長」に、「政策秘書課長」を「企画政策課長」に、

「

保護管理者	事業推進課長
-------	--------

」を「

保護管理者	魅力発信課長
保護管理者	秘書課長

」に、「

保護管理者	農林水産課長
保護管理者	ブランド戦略課長

」を「

保護管理者	農林水産課長
-------	--------

」に、「

保護管理者	環境課長
-------	------

」を「

保護管理者	環境課長
保護管理者	鳥獣害対策課長

」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。